

別表1 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目			
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物	
		浮遊粒子状物質	
		炭化水素（非メタン炭化水素に限る。以下同じ。）	
		粉じん	
		その他の大気質に係る有害物質等*1	
	騒音・低周波音	騒音	
		低周波音	
	振動	振動	
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	
		特定悪臭物質*2	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
			浮遊物質
			窒素及び燐
			水温
			水素イオン濃度
			溶存酸素量
			その他の生活環境項目*3
		健康項目等*4	
		底質	強熱減量
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
	底質に係る有害物質等*5		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目*6	
水象	河川等の流量、流速及び水位		
	地下水の水位及び水脈		
	温泉及び鉱泉		
	堤防、水門、ダム等の施設		
	土壌に係る有害項目*7		
土壌	土壌に係る有害項目*7		
地盤	地盤沈下		
地象	土地の安定性		
	地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）		
	表土の状況及び生産性		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	
	植物	保全すべき種	
		保全すべき植生及び群落	
		緑の量	
生態系	地域を特徴づける生態系		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	
		眺望景観	
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	
	史跡・文化財	指定文化財等	
		埋蔵文化財	
	日照阻害	日影の状況	
	電波障害	電波受信状況	
風害	局所的な風の発生状況		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物	
		残土	
		雨水及び処理水	
	温室効果ガス等	温室効果ガス	
		オゾン層破壊物質	
人の生活の豊かさに関して予測及び評価されるべき項目	コミュニティ	コミュニティ施設等	
	地域交通	自動車交通	
		バス等の公共交通	
		歩行者交通・自転車交通	
	安全	危険物等の安全性の確保	

備考
1 大気質に係る有害物質等とは、「大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第25号）」（以下「大気の汚染に係る環境基準」という。）に定める物質（浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄を除く。）及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第4号）」（以下「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」という。）に定める物質、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条及び第2条の2に規定する物質（窒素酸化物を除く。）並びにダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類（以下「ダイオキシン類」という。）とする。
2 特定悪臭物質とは、悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）第1条に規定する物質とする。
3 その他の生活環境項目とは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」（以下「水質汚濁に係る環境基準」という。）別表2に定める項目（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素、燐、水素イオン濃度及び溶存酸素量を除く。）とする。
4 健康項目等とは、水質汚濁に係る環境基準別表1に定める健康項目、「水質汚濁に係る環境基準についての一部改正について（平成5年環水管第21号環境庁水質保全局長通知）」に定める要監視項目、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について（平成2年環水土第77号環境庁水質保全局長通知）」に定める農薬（健康項目及び要監視項目を除く。）及びダイオキシン類とする。
5 底質に係る有害物質等とは、「底質の処理・処分等に関する指針について（平成14年環水管第211号環境省環境管理水環境部長通知）」に定める有害物質及びダイオキシン類とする。
6 地下水の水質に係る有害項目とは、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）」（以下「地下水の水質汚濁に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。
7 土壌に係る有害項目とは、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）」（以下「土壌の汚染に係る環境基準」という。）に定める項目及びダイオキシン類とする。